平成２４年（フ）第２４７号
大分県臼杵市大字海添2442番地
債務者　大橋　宣夫
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５３号
大分県臼杵市大字江無田561番地の９　ヴィラわかば104号室
債務者　川野　美重（旧姓小原）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６７号
大分市弁天３丁目５番８号　コーポ日名子102
債務者　山路　正美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４号
宮城県石巻市大街道西１丁目13番40号、前住所宮城県石巻市大街道西２丁目１番98号　プライムシティ21Ａ棟102号
債務者　大山　明宏
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
秋田市桜ガ丘１丁目６番地12
債務者　小山　　春
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５７号
兵庫県川西市東久代２丁目21番１号
債務者　戸来　大輔
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２１８号
大分市大津町２丁目５番１Ａ１―104号
債務者　藤田　伸子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
大分県佐伯市東町18番９号
債務者　大西　龍太
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
盛岡市飯岡新田２地割147番地１　アルカディア201号
債務者　日向　秀美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８２号
岩手県陸前高田市高田町字山苗代37番地12サンビレッジ仮設住宅６―６、住民票上の住所岩手県陸前高田市高田町字曲松114番地２
債務者　村上　一孝
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８３号
岩手県陸前高田市高田町字山苗代37番地12サンビレッジ仮設住宅６―６、住民票上の住所岩手県陸前高田市高田町字曲松114番地２
債務者　村上　秀子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８４号
福島県須賀川市木之崎字前田134番地きのさき応急仮設住宅２―２
債務者　小林　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
和歌山県岩出市宮25番地　イワデシティハイツ206号
債務者　山中　香織
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１３号
和歌山県岩出市畑毛93番地の２
債務者　大谷　真妃
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３２号
和歌山市栄谷521番地の５　栄谷第６団地１棟１号
債務者　松本嘉壽美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３５号
和歌山市吉里80番地の２　菖蒲ケ丘団地Ｂ６棟722号
債務者　藤田　宜史
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３６号
和歌山市鷺ノ森西ノ丁９番地
債務者　福井　智浩
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係